

佐賀藩と上方銀主

伊藤 昭弘

はじめに

諸藩の財政運営において、借入は不可欠な資金調達手段であった。さらに西日本や日本海沿岸にあり、上方との経済的つながりが強い藩にとつて、両替商や堂島浜方米商人などの上方銀主は極めて大きな存在であり、「上方銀主からの資金調達が厳しい」ことを理由に藩政改革を実施する藩も多い。これは当然佐賀藩も例外ではなく、佐賀藩財政を研究するうえで、上方銀主との関係は重要な問題である。しかしこれまで、佐賀藩と上方銀主との関係に注目し、詳論した研究はみられない。¹⁾

諸藩と上方銀主との関係については、森泰博氏の研究が先駆的である。氏によれば、広島藩は蔵元・掛屋であった鴻池善右衛門との関係を基軸としつつ、さまざまな銀主からも「館入」「口入」として資金を調達し、天保期には四軒、嘉永期には八軒の銀主による組合が形成されていたという。²⁾これは広島藩に限らず、例えば萩藩も、近世中期に加嶋屋久右衛門を中心とした銀主グループを形成していた。³⁾本稿では、広島・萩藩などにみられるような銀主グループが、佐賀藩にも存在していたのか、いたならば、如何なる過程で形成されたのか、検討したい。

また筆者が本稿を成すにあたって有した、もうひとつの関心について記

しておきたい。藩（財政）と上方銀主の関係については、藩の視点からみると、上方銀主との関係継続に躍起になる彼らの姿が浮かび上がる。そのため筆者は以前、萩藩は上方銀主に「隷属」していたと述べたことがある。⁴⁾しかし上方銀主側の視点に基づく研究においては、彼らは諸藩の返済停止・延長といった横暴に振り回されつつも、家業として大名貸を続けざるをえないという、あまり生産的ではない姿が描き出されることがある。⁵⁾

このような、藩・上方銀主それぞれの視点による研究成果は矛盾するものではなく、財政が窮乏して先細りする藩と、大名貸にしか家業をみいだせない上方銀主という、ともに社会の変化に対応できない旧来的な存在として位置づければ、特段問題はない。しかし筆者は近年、藩財政窮乏論に対する疑問を提示し、むしろ莫大な資産を抱えた藩の存在を指摘してきた。⁶⁾こうした筆者の研究を前提とすると、藩と上方銀主との関係も見直すことができるのではないか。本稿で検討する佐賀藩も、近世中期より莫大な資産を抱えていたと筆者は考えており、その事例から、藩と上方銀主との関係について、何らかの示唆を見いだしたい。

表1 安政4年11月「改談」内容

A	安政元年より3ヶ年、それまでの年々返済高（「酉年」に決定、嘉永2年）の3.5%を返済、安政4年より3ヶ年延長	中原（鴻池）庄十郎	（嘉永2年）159,872.35匁→（安政元年）5,276.23匁	
		中村（鋤屋）六兵衛	（嘉永2年）27,873.27匁→（安政元年）975.55匁	
B	Aに同じ	広岡（加嶋屋）信五郎	（嘉永2年）43,345.2匁→（安政元年）1,517.05匁	
		白山（炭屋）安兵衛	（嘉永2年）30,408.81匁→（安政元年）1,064.3匁	
		室谷（播磨屋）仁三郎	（嘉永2年）30,576.6匁→（安政元年）996.63匁	（安政元年）は計算上は1,070.181匁
		常吉（肥前屋）六郎兵衛	（嘉永2年）16,363.56匁→（安政元年）572.62匁	ほか毎年銀20貫返済
		慶村（米屋）平太郎	（嘉永2年）22,048.99匁→（安政元年）771.71匁	
C	家質利銀返済猶子交渉決裂、安政5年より銀50貫ずつ4ヶ年佐賀藩へ貸付、貸付終了翌年より10ヶ年賦	加嶋屋久右衛門	（嘉永2年）2,158匁→（安政元年）75.53匁	
D（切手入替方）	「切手入替方」につき弘化元年より10ヶ年、それまでの年々返済高の1/3を返済、嘉永2年に永年賦交渉決裂、安政元年さらに1/3の10%に削減（3ヶ年）、安政4年より3ヶ年延長	千草屋宗十郎	72,000目	元銀2千貫、年利1.68%
		加嶋屋作次郎	14,943.63匁→（弘化元年）4,981.21匁→（安政元年）498.07匁	
		加嶋屋作五郎	1,498.23匁→（弘化元年）499.41匁→（安政元年）49.93匁	
		鴻池庄十郎	27,363匁→（弘化元年）9,121匁→（安政元年）912.1匁	
		米屋伊太郎	12,264.3匁→（弘化元年）4,088.1匁→（安政元年）408.81匁	ほか毎年銀6,215匁返済
		天王寺屋弥七	23,918.7匁→（弘化元年）7,972.9匁→（安政元年）797.21匁	
		豊嶋屋安五郎	30,263.61匁→（弘化元年）10,087.82匁→（安政元年）353.04匁	ほか宛州名目銀借入に同加入銀につき毎年3貫200目返済
E（切手年済之口）	「切手年済」100年・85年賦の分、弘化元年同上、安政元年より1/3の3.5%に削減（3ヶ年）、安政4年より同上、3年後より弘化元年より前の返済高の40%に増額の約定	難波屋寛兵衛	90,869.79匁→（弘化元年）30,289.93匁→（安政元年）1,059.39匁	
		豊嶋屋安次郎		
F（浜方先納之口々）	「浜銀」「浜先納」につき嘉永3年より10ヶ年、銀5貫100目ずつ返済、安政元年より3ヶ年返済猶子、安政4年より3ヶ年猶子延長	難波屋弥四郎		
		米仲買中	（嘉永3年）5,100匁→（安政元年）返済猶子	
G	安政元年より返済猶子、安政4年より5ヶ年延長	天王寺屋兵衛ほか31人		弘化4年元銀260貫
H（為御替口々）	弘化4年に元銀40ヶ年賦、利率0.5%で約定、安政元年より40ヶ年賦1ヶ年あたり返済高の10%、利率0.25%（3ヶ年）、「店方」「口入」共が5ヶ年の延長を要求するも決裂、元銀は安政元年約定の高、利率は0.5に復す、但しうち0.25%は「店方」「口入」が佐賀藩より藩領の扶持米銀より支払	三井為御替	（弘化4年）7,529.5匁→（安政元年）1,679.5匁	
		嶋田為御替	（弘化4年）6,614.1匁→（安政元年）1,484.1匁	弘化4年元銀228貫
		井筒屋為御替	（弘化4年）3,140.06匁→（安政元年）710.06匁	弘化4年元銀108貫
		中嶋利助	2,292匁→（安政4年）返済猶子	
		河井三右衛門	1,603.94匁→（安政4年）返済猶子	
		河井十右衛門	497.27匁→（安政4年）返済猶子	
		岡本勘次	1,497.99匁→（安政4年）返済猶子	
		三文字屋市兵衛	484.4匁→（安政4年）返済猶子	
		紀州貸付役所	銀2,250.24匁	
		I（京都）	同上（「店方」「口入」の支払は無し）	市中間米肝煎年寄中
J（京都）	安政元年より「御断」を求めるが決裂、安政4年より5ヶ年同意	肥前屋八郎兵衛調印にて借入	424.2匁→（弘化元年）141.4匁→（安政元年）4.93匁	
		肥前屋八郎兵衛調印にて借入	（嘉永2年）4,250匁→（安政元年）148.74匁	
		Eと同条件、「切手年済之口」	5,887.86匁→（弘化元年）1,962.62匁→（安政元年）196.25匁	
		A、Bと同条件	1,900匁	
		Dと同条件	6,384匁	
		親方兵衛調連銀をGの如く御断のところ零落につき銀渡		
		Cと同じく家質借	26,000匁→（嘉永元年）返済猶子	
		副堂銀	19,200匁→19,000匁→（嘉永5年）返済猶子	
		天保10年30ヶ年賦で借用、嘉永元年より返済猶子		
		天保10年25ヶ年賦で借用、のち35年賦に変更（年銀19貫）、嘉永6年より返済猶子		
その他	西町奉行所存丁銀安永6年に銀2001貫余借用、80ヶ年賦、文政7年より返済済、天保10年より残元銀918貫余に対し年6貫ずつ返済	堂島屋敷家質元銀380貫目の年利1.68%		

第一章 幕末期の佐賀藩と上方銀主

一 安政四年の「改談」にみる佐賀藩と上方銀主

安政四年（一八五七）、佐賀藩は上方における藩債の「改談」を進め、一ヶ年あたり返済高の削減に成功した。その内容を記した史料（以下、「小割」とする）は、これまで木原溥幸氏、山形万里子氏によって分析されている。ただし木原氏の関心は、佐賀藩が一年あたり返済高を削減し、財政負担を軽くした点にあり、本稿とは問題意識を共有していない。山形氏は「小割」に登場する銀主を分類し、入替両替商（表1のD）を「佐賀藩のメインバンク的な両替商」と位置付け、なかでも鴻池庄十郎と加嶋屋作次郎を「佐賀藩にもっとも密着していた大坂両替商」とする^①。本稿では「小割」を筆者なりに分析することで、山形氏の議論について検証する。

「小割」の記載内容は、前後半で異なっている。まず前半部では銀主の名前を挙げつつ、彼らとの「改談」の内容が記されている。そして後半部では、銀主ごとに「改談」後の一年あたり返済高が記されている。後半部のみ、名前がある銀主もみられる。木原・山形氏の分析は後半部に集中しており、本稿では前半部にも注目したい。

表1に、「小割」の内容をまとめた。分類A～Jの「改談」内容と銀主名が前半部の記載内容で、一人もしくは複数の銀主ごとに、具体的な「改談」の実態が記されている（返済高は後半部記載）。また分類「その他」は全て、後半部のみ記されている。

まずは銀主について、「小割」上の分類に従いつつ検討したい。Aの中原庄十郎・中村六兵衛・広岡信五郎・白山安兵衛・室谷仁三郎・常吉八郎兵

衛・殿村平太郎の七人、及びBの加嶋屋久右衛門は、この「改談」により安政元年約定（一ヶ年返済高を嘉永二年（一八四九）に約定した高の三五％とする）を三ヶ年延長した。AとBは同じ「改談」内容だが、なぜ加嶋屋久右衛門だけに記載されたのだろうか。

注目したいのは、Aの七人には全て苗字がある一方で、加嶋屋は屋号で記されている点（加嶋屋久右衛門が「広岡」を名乗っていたのは周知の通り）である。例えば文政元年（一八一八）八月、陶器蔵元を勤めていた加嶋屋万兵衛に対し、勤功を賞して扶持の加増と苗字使用許可を与えるなど^②、佐賀藩は他藩同様、藩主との御目見得や時服・銀の拝領、切米・扶持拝領といった、さまざまな褒賞を出入の商人に与えたが、そのなかに苗字使用許可もあった。大坂両替商・大名貸商人としてはむろん加嶋屋久右衛門の方がAの七人よりも格上だが、佐賀藩との関係のなかでは、Aの七人が加嶋屋より上位にあつたと、苗字の有無から判断できる。またAの七人も、中原から常吉までの六人と、殿村はやや間隔を空けて書き込まれている。この点については、後で理由を述べたい。

Cの千草屋宗十郎と「その他」の天王寺屋忠次郎は、ともに佐賀藩大坂蔵屋敷を担保とした「家賃借」の銀主である。元銀は千草屋二千貫、天王寺屋は三八〇貫で、この「改談」により千草屋が月〇・三％、天王寺屋が月〇・一四％の利払いのみとされた。ただ佐賀藩は、このとき千草屋に対して利銀返済の五年間猶予を求めた。千草屋はこれを了承しなかったが、交渉の末、代わりに銀五〇貫を佐賀藩に四ヶ年融資することとなった。彼らに対する一ヶ年返済高はA・Bに比べて多く、有利な条件となっている。

蔵屋敷を担保としていることが大きな理由だろうが、過去佐賀藩は宝暦期・天保期の二度にわたり家賃借の銀主と紛争を起こしており、それが教

訓となっていたのだろう。

Dの五人と「その他」の嶋屋利右衛門は、一ヶ年返済高を弘化元年（一八四四）にそれまでの三分の一に圧縮し、安政元年（一八五四）さらにその三・五%にまで減らされ、この「改談」により、三ヶ年延長された。Dの五人には「切手入替方」と記されており、「稲の穂」¹⁵によれば「鴻庄 加嶋作治 加嶋作五 米伊 天弥 メ五軒、是を入替方五軒といふ、右江嶋利を合して六軒の両替と言」とある（以下、「入替方六軒」とする）。入替方六軒について、同史料には「丸もの之切手代銀取渡するにハ、六軒宛之手形ニ限ると言か大法也」「四歳にかぎらず、小歳もの之商ひにても、百石ツ、売買をするを丸もの商ひと言」とあり、諸藩の米切手売買や質入にあたり、重要な役割を果たしていたことがわかる。ただしDのうち、Aに含まれる鴻池（中原）庄十郎以外では、加嶋屋作次郎が幕末期に佐賀藩資金の運用を任されていたもの¹⁶、それまで佐賀藩との関係（扶持など）は確認できず、その他の四人も同様である。入替方六軒という社会的属性上、佐賀藩にとって無下にできない相手ではあるが、銀主グループを形成し、その中心にあるような存在とは考えにくい。むしろDの括りは、文化一一年（一八一四）佐賀藩空米切手事件の処理と拘わるものと考えられる（後述）。

E（「切手年済之口」とあり）の五人と「その他」の大和屋甚兵衛は、「切手年済」百年賦・八五年賦の分について、一ヶ年返済高を弘化元年にそれまでの三分の一に、安政元年にはさらにその三・五%に削減、この「改談」により三ヶ年延長された（ただ「小割」の後半部には、豊嶋屋安五郎・難波屋覚兵衛・大和屋甚兵衛しか一ヶ年返済高の記載は無い）。ただし延長期間終了後は、弘化元年以前の返済高の四〇%に増額すると約定してい

る。百年賦・八五年賦の具体的内容については後述したい。

Eのなかで豊嶋屋安五郎は、享和三年（一八〇三）に佐賀藩蔵米が堂島米市場において建物米に認められた際の功績により、佐賀藩蔵屋敷への「御館人」と毎年米一五俵拝領を許された¹⁷。さらに文政二年（一八一九）には、「切手年済銀」の「改談」などを賞し、扶持を得ている。しかし他の五人は、佐賀藩との関係を確認できない。

Fの米仲買中は、「浜銀」と「浜先納」の「式口」について、嘉永三年（一八五〇）に一年あたり銀五貫一〇〇目の返済と取り極め、安政元年から三ヶ年返済猶予、この「改談」でさらに三ヶ年猶予延長となった。天保一〇年（一八三九）の史料¹⁸には、一ヶ年あたり返済高「浜先納銀」銀五貫七八一匁、「浜銀」同六貫とあり、米仲買中への返済は、年を経るに従い削減されていた。この返済は、恐らく空米切手事件により生じた要処理米切手とは別に、佐賀藩が堂島米市場において、先納切手などにより調達した資金を対象としたものだと考えられる。

Gは天王寺屋五兵衛、鉄屋庄左衛門、平野屋孫兵衛、「法界之口々」長浜屋治右衛門ほか二八名が記されている。天王寺屋五兵衛は寛保二年（一七四二）に御用銀上納を賞して佐賀藩より扶持を得、文政二年には永年賦引受などにより「上下」を拝領した²¹。鉄屋庄左衛門は元文四年（一七三九）に佐賀藩大坂蔵屋敷で「御酒」を拝領し、宝暦七年（一七五七）にも藩主と「御目見」している（天王寺屋五兵衛も²³）。平野屋孫兵衛も、文政二年に出銀などを賞して切米を得た²⁴。何れも一時期佐賀藩と緊密な関係にあり、特に天王寺屋・鉄屋は、一八世紀前半から関係が続いていた。しかし安政元年以降返済は停止され、この「改談」で五ヶ年延長された。A・Bと比較して扱いが悪く、佐賀藩にとって、重要性が薄れた相手だったようであ

る。

また「法界之口々」とは、「法界」すなわち縁のない人びと、と理解し、佐賀藩と継続的な関係はなく、時折資金調達に応じた程度の商人だったと考えたい。そのため仮に返済停止により関係が悪化したとしても、佐賀藩はさほど痛手では無かったのだろう。また前述の天王寺屋・鉄屋・平野屋は、長い関係があったにも拘わらず「法界」同様の扱いとされたことになり、Aとの差別化は明確である。

Hの「為御替口々」三井為御替・嶋田為御替とIの「京都」井筒屋為御替は、何れも「改談」条件は同じで、弘化四年（一八四七）に元銀四〇ヶ年賦、年利〇・五％で約定、安政元年には一ヶ年返済高を弘化四年約定の一割、年利〇・二五％とした。さらにこの「改談」で、安政元年約定の五ヶ年延長を佐賀藩は求めたが、三井らは拒否した。「為御替」とあることから、単なる三井らと佐賀藩との私的な金融関係ではなく、彼ら御用両替商が幕府の大坂金蔵より受け取った「御為替銀」を原資とした「御為替銀貸付」²⁶であろう。「御為替銀貸付」は幕府を背景とし、債権回収の際「裁許上の特権」がある、銀主側にとって有利な金融形態だった。そのため佐賀藩も、強硬な対応はできなかった。

なお三井・嶋田は、天保九年（一八三八）に元銀四〇〇貫・三二五貫について、五年間元銀を年二〇貫・一六貫二五〇目ずつ返済、月利〇・三％で同意していた。²⁶木原溥幸氏は、天保九年約定の「五年間元銀返済」から、佐賀藩は元銀の四分の一（三井の場合一〇〇貫）のみ返済し、残りは献金させたと推測し、それが当該期の債務返済方針である可能性を示唆した。²⁷しかし「小割」の内容とあわせれば、天保九年約定の期限終了後、未返済分について弘化四年約定を結んだと考えるべきであろう。

Jの「京都」五人は、佐賀藩より安政元年に返済の「御断」を要請されたが拒否し、この「改談」でようやく了承した。また三文字屋以外の四人は、天明元年（一七八二）に佐賀藩が実施した「千年賦」の対象であった。²⁸もともとの一ヶ年返済高も小額で、佐賀藩にとって重要な存在ではなかった。

最後に「その他」には、「紀州貸付役所」「市中囲米肝煎年寄中」「御囲粉」「銅座御役所」「丁銀之口」といった公的な資金の借入が多い。各々の具体的な内容は不明だが、御為替銀貸付もあわせ、佐賀藩が幅広く資金を集めていたことがわかる。

二 「六軒銀主」体制について

以上の分析から、安政四年における佐賀藩について、家質借、御為替銀貸付、浜銀、浜先納銀といった種々の手段によって資金を調達し、なかでも表1Aの七人を、特別な存在と位置付けていた可能性を見いだすことができた。本節ではAの七人との関係を、さらに検討したい。

まずは次の史料をみてみよう。

【史料1】

中原庄兵衛手代
 鴻池源四郎
 同 多蔵
 中村次郎兵衛手代
 鏑屋九兵衛
 同 猶助
 三人御扶持充

炭屋猶手代

炭屋左助
同 又助

右者去秋大坂表御仕与以来六軒銀主手代共迄御仕与筋申談相整、切手取鎮其外二付而も弥ヶ上出銀仕、万端主人々々江直談等相成兼儀者相談格別御用弁仕、いつれも深切二相働、此末迎も猶又被相頼候半而不相叶御勤旁二付而

広岡五兵衛手代

加嶋屋祐助

室谷仁兵衛手代

式人御扶持充御加増

播磨屋権之助

常吉八郎兵衛手代

肥前屋光一郎

右者前断同様いつれも別而差働御用相立候付而

御扶持米拾五俵

吉文字屋久米蔵

右者室谷仁兵衛懇意之者二而、去夏以来切手御買戻一件御危急之砌、室谷仁兵衛江之頼談等程能相整、且又紀州銀・南都銀御借入之筋等相働、格別御用相立、一体浜方諸駈引等功者之者二而御用立候者二付、去冬以来色々被相頼候儀有之、第一当夏過切手御買戻且米筭御仕法銀等右之者江相頼御用弁仕、向以御勤旁二付而

広岡五兵衛手代

三人御扶持御加増

加嶋屋寛兵衛

右者去秋御仕与以来毎月式日相立御屋鋪出勤、御仕与を始諸仕法立其外切手取締等二付而者別而骨折、主人気配不宜所茂程能申碎、弥ヶ上出銀をも相整候通取計、殊老功之者二而右之者応勘弁皆々致承伏深切

二相働罷在、以来共御用相立者付而²⁹⁾

【史料2】

爰元六軒銀主其外外席参会之儀者相止候様、尤向々通達之儀者現地之都合二随ひ緩急駈引等も可有之、調不調之儀者専主役之取計二相懸候旨二而、一体之次第先般岡本庄右衛門江被相含越候末、六軒銀主之内も御蔵元扱又懸屋之儀ハ就中御内輪御同様之筋二付、前断之次第先以右両家江御趣意之旨を以御示談被相整、其上一統江も御断相成候方都合可然旨申合之上、肥前屋八郎兵衛・鴻池庄兵衛江御示談相成候処、一体御尤之儀二付何レも感伏仕候、然処庄兵衛内々勘弁申聞候者、此節御趣意之儀ハ格別之儀二付、平常御出会等之儀ハ於御屋鋪被相整候方少も存寄無之由、惣而外席御出会之儀者強ち御当家二不相限、諸家様御同様之儀二有之候得共、此節之御趣意ハ無御扱儀二御座候二付、如何共可申出様無之候得共、御内輪之御趣意者被御申碎候而も、向々之請不請二寄候而ハ自然与気配等相背候通移行候得者、万一御用支之儀共出来可申哉も難計二付而者、矢張平日之処二而被相懷置候方御弁理之筋二ハ無之哉、併厚御趣意も御座候義強而者難申出候得共、就中御講出会之義者御一手限被相整候筋も無之、矢張御屋敷銀主向御心合二而已前分御互ニ為御懸会於外席相行来二付而者、此節平日之外席被相止候代二ハ責而講出会丈ハ打追之通にして、是迄正五九月御出会相成候を前々之通隔月二被相整候は者、御互ニ無御伏藏御懇と相成、御懇切不相失一統之都合も可然哉、当節彼是一般二御屋敷而已之御出会二相成候而者無何与隔意二相成、自然と出席之面々も相減可申、然時者実々御用弁之筋二も差構可申候得者、講出会丈之処者一先前断之通

御申合被置候は者一統も漸々ニ御趣意之旨納得仕、人氣も折合可申哉と相心得、全此節御趣意ニ苦情等申出候儀ニ無之、如形御懸合被成置候ハ、一統之都合可然旨色々勘弁之次第内々八郎兵衛を以申出候得共、右講出会一条与候而も、一先打追之俣被差置候通ニ而ハ折角御趣

意相貫不申而已ならず、度数迄相増候振合旁不被相好儀ニ付、無抛是迎も御断被切外有之間敷哉、乍去斯迄内情申聞候処都而御用イ無之通ニ而ハ、一統者不及申庄兵衛義も氣配相損候而ハ、反的御用差支候者眼前之義ニ而、利害之程相決兼候、去迎弥御断切相成、夫故御用筋忽差支候通移行可申哉、又者庄兵衛存寄之通被差置候ハ、自然ニ御趣意通御屋鋪内ニ而相濟候通移合可申哉、調不調之境者唯今見越難相付、役々ニも案痛之事共ニ而何分爰元ニ而難相決、尤講出会之儀者五月廿一日二者いまた日間も有之、且又最前庄右衛門江被相合候御都合も有之儀ニ候得者、猶於御国許被逐御評儀否急御差図越相成候様被相達越方ニハ有之間敷哉、猶又御吟味之事

丑（天保一二年）四月³⁰

【史料1】は、文政五年佐賀藩が中原（鴻池）庄兵衛・中村（鏑屋）次郎兵衛・炭屋猶・広岡（加嶋屋）五兵衛・室谷（播磨屋）仁兵衛・常吉（肥前屋）八郎兵衛六人の手代及び吉文字屋久米蔵に対し、扶持を与えた際の史料である。中原庄兵衛は、表1Aの中原庄十郎と同家である³¹。そのほか常吉以外の四人も、それぞれ中村八兵衛・白山（炭屋）安兵衛・広岡信五郎・室谷仁三郎と同家と考えていいだろう。この六家がまとまって登場し、かつ「六軒銀主」という呼称が登場するのは、この史料が筆者の初見である。各々の手代及び吉文字屋へ扶持を与える理由として、いずれも米

切手の「取鎮」や「買戻」・「取締」を挙げている。また吉文字屋は、室谷仁兵衛を介して佐賀藩の御用を勤めていた。このことから、室谷は佐賀藩に銀主を仲介するなど重要な役割を果たしていたと考えられ、それは「六軒銀主」に共通していただろう。

【史料2】は、天保一二年（一八四一）「六軒銀主其外外席参会」の廃止に関する史料である。同年閏正月、佐賀藩国元の藩政首脳部は、「大坂表外席参会」を廃止し、「参会」が必要な場合には蔵屋敷で催すよう藩士岡本庄右衛門に命じ、大坂へ赴任させた。「外席」とは蔵屋敷及び銀主の自宅以外を指す（料亭などか）³²ようで、国元首脳部は「外席参会」を、儉約・文武励行の藩政方針にそぐわない「宿弊」と認識していた。ただし「緩急駆引」とあるように、国元首脳部は岡本に対し、銀主たちへ一方的に「外席参会」の廃止を通達せず、彼らの機嫌を損ねないよう指示した。そのため岡本は、まず蔵元・掛屋として「御内輪御同様」の関係にあった肥前屋八郎兵衛・鴻池庄兵衛に打診した。これに対し鴻池は、以下のように回答した。

「平常御出会」について、蔵屋敷での開催に異存はない。しかし「外席御出会」は諸藩でも催されており、自分たち「御内輪」の者ならば佐賀藩の事情を納得するが、その他の面々には「請不請」が生じ、「御用」に支障が出るかもしれない。特に「御講出会」は銀主の「御心合」を目的としているため、「外席」にて開く必要がある。そのため「平日」（「平常」と同義と解釈）の「外席」は取りやめるが、「講出会」については従来通りとし、さらに開催頻度を増して欲しい。そうすれば佐賀藩と銀主の関係が緊密となるが、蔵屋敷のみでの会合となると「隔意」に陥り、出席者も減って、やはり「御用」に支障がでるだろう。以上の鴻池の意見に対し、大坂詰役人は国元に対応を問い合わせ、結局佐賀藩は、鴻池・肥前屋との関係悪化を

恐れ、当面鴻池の意見を採用した。

【史料2】により、「六軒銀主」とは【史料1】で一時的に使われた文言ではなく、佐賀藩において銀主集団の呼称として定着していたことがわかる。さらに「六軒銀主其外外席参会」とあることから、佐賀藩は大坂銀主を「六軒銀主」と「其外」に選別していたほか、「参会」には「平常」のもの、「講出会」があり、特に後者の方に「其外」の銀主が数多く参加していた（「六軒銀主」ほど佐賀藩と親密ではないからこそ、「外席」での会合を開く必要があった）と考えられる。また、さらに「六軒銀主」のなかでも、肥前屋・鴻池が「御内輪」と表現されるほどの重要な立場にあったことがわかる。

また表1Aに登場する殿村（米屋）については、天保一二年に佐賀藩大坂蔵屋敷詰役人が交代する際、新任の中嶋太郎左衛門との顔合わせのための「参会」を「米屋平右衛門主従」が主催し、「六軒銀主」を招待したことがあった。³⁵ こうした「参会」は本来「六軒銀主」が主催したようで、米屋平右衛門（殿村平太郎と同家と考える）は「六軒銀主」には含まれないが、同格ともいえる立場にあった。それ故「小割」では、殿村は「六軒銀主」と同じグループに分類されつつも、「六軒銀主」の六人とはやや間隔を空けて記名されていた。

以上、【史料1】【史料2】の分析から、「六軒銀主」なる銀主グループが編成され、大坂における佐賀藩の資金調達において大きな役割を果たしていたこと、さらにそのなかでも、肥前屋八郎兵衛・鴻池庄兵衛が主導的立場にあったことが判明した。本稿では、こうした佐賀藩の大坂資金調達体制を「六軒銀主」体制（殿村を含めると七人だが）と呼びたい。

第二章 「六軒銀主」体制の形成と展開

一 「六軒銀主」体制の形成過程

佐賀藩は成立以来藩債に悩まされ、その返済のためさまざまな施策を実施していたことが、城島正祥氏・長野暹氏³⁴によって明らかにされている。借入先は江戸・上方・国元・長崎など多様だったが、³⁶明確な藩債残高と、借入先ごとの内訳を記した史料は、管見の限り藩政期を通して一切遺っていない。³⁷

享保一〇（一七二五）・一一年、宝暦元（一七五二）・八・一〇・一二年、及び明和元（一七六四）〈安政四年（一八五七）の各年の分が遺る「大目安」³⁸には、各年の借入・返済高が記され、そのうち享保一〇年は借入・返済とも、享保一一年と宝暦元・八・一〇年は返済のみ内訳がある（表2）。享保の両年は借入・返済とも、対上方は全体の約半分に止まっている。しかし宝暦期になると、返済の大半を上方が占めた。この点から、佐賀藩資金調達の上方依存は一八世紀の前半に進み、宝暦期頃にはほぼ完成していたとみられる。

一八世紀の佐賀藩と上方商人との関係について、詳細に検討しよう。享保一五年（一七三〇）、「京都銀主」河井十右衛門は、病気により悴へ家業と「十右衛門」を譲るため、自身が得ていた扶持米や藩主参勤時の御目見許可などを、悴十右衛門に相続できるよう佐賀藩に願ひ出、許可された。³⁹ 管見の限り、上方商人で佐賀藩の「銀主」と明記された商人は河井が初見である。翌享保一六年（一七三一）、佐賀藩は同じく京都の柴田善右衛門に対し、「御借銀方調達別而差働」を賞して五人扶持を与えている。⁴⁰

表2 享保・宝暦期佐賀藩一般会計の米銀収入・借入・返済高など

年	銀収入	米収入	借入	うち上方	返済	うち上方	支出後残銀	残銀取扱
享保10年	6,601	44,834	1,862	801	2,138	1,091	4	懸視方へ
享保11年	6,965	63,540			2,261	1,198	645	翌年の藩債返済に充当
宝暦元年	15,658	63,273	10,564		8,028	7,375	3,015	引分方へ
宝暦8年	16,863	66,652	10,038		9,966	7,633	1,144	引分方へ
宝暦10年	25,554	48,391	19,081		7,042	4,091	9,654	翌年度へ繰越

註：各年「大日安」（『鍋島文庫』）より作成。単位は米収入のみ石、その他は全て銀貫。米は1石未満、銀は1貫未満非表示。

大坂商人に対する扶持宛行は、寛保二年（一七四二）に天王寺屋五兵衛に対し五〇石を与えた事例が初見である⁽⁴¹⁾。ただし天王寺屋は、それ以前より既に扶持を得ていたが、「法性院様御代」（四代藩主吉茂、在任宝永二（一七〇五）〜享保一五年）の頃、五兵衛が「若輩」故に佐賀藩への出入が途絶え、扶持も与えられなくなつたという。河井・天王寺屋とも、一七世紀末から一八世紀の初めには佐賀藩より扶持を得ていたことになる。

「六軒銀主」の七人では、元文四年（一七三九）、肥前屋治郎兵衛が弟五郎吉を嫡子とし、これまで通り佐賀藩の御用を勤めることができるよう願ひ出た事例が初見である。安永元年（一七七二）四月に、肥前屋治郎兵衛の跡を八郎兵衛が相続しており、本稿では治郎兵衛家Ⅱ八郎兵衛家とする。延宝七年（一六七九）刊『難波雀』に佐賀藩の蔵元・掛屋として「肥前屋治右衛門」が挙げられているが、八郎兵衛家とのつながりは確認できない。肥前屋が佐賀藩蔵元を勤めていたことを示す史料は管見の限り寛政七年（一七九五）、掛屋は文化一二年（一八一五）のもの⁽⁴⁶⁾が初見である。また安永元年頃から、佐賀藩大坂蔵屋敷の名代も勤めている⁽⁴⁷⁾。苗字「常

吉」使用が確認できるのは、文政二年（一八一九）に「改談」の功により扶持を増された際である⁽⁴⁸⁾。寛政七年に扶持を増された際の史料では苗字を使用していないため、佐賀藩より苗字使用を許可されたのはこの間であろう。

肥前屋の次に佐賀藩との関係が確認できるのは、米屋平右衛門である。寛保二年、佐賀藩は米屋に対し「去年以来御用銀をも差出、末々御用二も可相立者」として扶持を与えた⁽⁵⁰⁾。さらに延享四年（一七四七）、米屋は預かつていた「紀州御家中賄銀」を佐賀藩に融資した⁽⁵¹⁾。しかし宝暦五年（一七五五）桑名屋宗吉が佐賀藩に提出した願書によると、桑名屋は米屋ほか二名とともに江戸にて佐賀藩の「御借銀御滞」を訴えており、佐賀藩と米屋との関係は悪化していたことがわかる。しかし明和元年より米屋は佐賀藩陶器蔵元を勤めており、関係が改善されたようだが、米屋を蔵元に据えた佐賀藩陶器「大坂為替方仕組」は三年で頓挫した⁽⁵³⁾。その後しばらく佐賀藩との関係は確認できないが、文政二年に「永年賦」と銀一五〇貫の「出精」により褒賞候補となった際の史料によれば、米屋は既に佐賀藩より切米一三〇石を得ており、この時一〇石の増加が検討されている。翌年佐賀藩は、米屋に対し五人扶持の増と「殿村」苗字使用許可を与えた⁽⁵⁵⁾。

天明期には、炭屋安兵衛・鴻池庄兵衛との関係が確認できる。炭屋は「御用銀調達」のほか、安永八年（一七七九）「浜方及出訴」の際、その「取鎮」のために出銀した。その後も炭屋は佐賀藩への融資を続け、天明五年（一七八五）には貸付銀四三〇貫余の「差捨」に応じ、その功により扶持を得た⁽⁵⁶⁾。

鴻池庄兵衛は、貸付銀二〇〇貫目の元利の「差上」や「切手入替銀」の「滞」九二貫目「濟方」などの功により、天明八年（一七八八）に扶持を得

た。⁵⁷もともと「蔵元」を勤めていたもの一時関係が「中絶」し、近年河内屋九兵衛の「申談」を受け出銀して以来、「御出入」が再開したという。また寛政七年に「小袖」を拝領した際の史料⁵⁸では「鴻池庄兵衛」のままだが、文政二年に永年賦引受などの功により一〇人扶持を増された際の史料には「中原庄兵衛」とされている。肥前屋同様、鴻池が佐賀藩より苗字使用を許可されたのは、寛政七〜文政二年の間とみられる。

銚屋次郎兵衛は、寛政七年に銀七〇〇貫目の千年賦引受や「減利」(利率を下げる)に応じたことなどを賞して扶持を増されており、これ以前より佐賀藩との関係があったことがわかる。苗字「中村」使用は、文政五年(一八二二)切米加増の際に確認される。⁵⁹加嶋屋五兵衛・播磨屋仁兵衛はともにも文政二年の史料が初見で、永年賦引受や「改談」により扶持を増されたほか、既に兩人とも苗字使用を許されており、関係の開始・強化はさらに早い時期だったことになる。

以上「六軒銀主」七人は、遅くとも一八世紀後半〜一九世紀初めには全員佐賀藩と何らかの関係をもち、緊密化させたとみられる。特に肥前屋・鴻池・銚屋が苗字を許可されたと考えられる寛政中〜文政初期のあいだに、より関係が強化されたのではないだろうか。

当該期佐賀藩の上方における動向で注目したいのは、天明元年(一七八一)京都商人による出訴事件である。河井十右衛門・中嶋利助両名は長年佐賀藩「御立入」を勤めていたが、元利合計銀六七〇〇貫目余の返済を佐賀藩が滞らせたため「公訴」に及んだ。その後両名は訴えを取り下げ、佐賀藩と返済方法について「熟談」し、六七〇〇貫余の七割は「証文差上」すなわち返済免除とし、残り三割は「年一朱」ずつ、すなわち千年賦での返済となった。⁶⁰このため両名は、「内証甚及難儀」という状態に陥ったとい

う。このとき佐賀藩は、河井三右衛門に対しても元利合計銀一万三千貫目余の返済を滞らせていた(岡本勘次の説得により、出訴は止まった)。結局河井三右衛門も前の両名と同じく、元利合計の七割は返済免除、残りは千年賦で決着したが、彼もまた、「内証及困窮」となっている。また岡本勘次・勘兵衛は河井三右衛門説得の功により、元利合計三千貫余の千年賦のみで済まされた。

「証文差上」及び千年賦は、河井ら五名に対して褒賞を与えた際の史料で確認できた。後述するが、大坂商人も千年賦などの対象とされていたものの、このとき褒賞を受けていない。大坂商人では「浜方上問屋」の近江屋助左衛門と升屋源左衛門がこのとき扶持を得たが、浜方先納銀千貫目の返済延滞をめぐり、両名が「惣分之者」の「催促」を沈静化させたことが理由だった。

このように、天明元年の「証文差上」・千年賦は京都の商人が主な対象となり、彼らは大きな打撃を受けた。その後、中嶋利助・河井吉十郎(三右衛門の系統か)は文政期に佐賀藩との関係が確認できるが、⁶¹大坂商人たちに比べれば小規模とみられ、安政四年「改談」(表1のJ)をみても、佐賀藩が彼らとの関係を重視していたとは考えにくい。一八世紀中頃までの佐賀藩は、京都・大坂商人双方と金融関係を維持していた(天明元年時に京都商人が抱えていた莫大な未回収貸付元利高をみる限り、京都商人により依存していたかもしれない)が、天明期以降は京都商人との関係を縮小し、大坂の両替商や浜方商人との関係を強化したとみられる。

一八世紀後半には、「六軒銀主」以外にも前述の河内屋九兵衛や銭屋利兵衛のほか、豊嶋屋安五郎・尾張屋嘉兵衛といった大坂商人との緊密な関係が確認できる。⁶²第一章第一節でも触れたが、特に享和三年(一八〇三)に

表3 天保10年「御借銀小割書抜」の「大坂」

項目	返済高(銀匁)
御乗出之節調達減利元入借又南都名目銀又ハ銅座銀・丁銀其外年賦御払出まへ	312,406
辰(天保3)春調達三万三千三百兩之内御払出まへ	181,112
暫借式千五百拾五貫目ニ相懸候利銀渡方まへ	119,034
①文化戊(11)年出切手御形付相成居候入替方渡り	85,000
鴻池其外銀主共調達古借之内御払入前	23,990
②文政巳午未申(4~7)出切手法界之口年賦渡方前(85ヶ年賦)	85,744
③文化戌年出切手右同断(100ヶ年賦)	27,558
加嶋家質元銀千三百三十拾貫目相懸候利銀月三朱半ニして壹ヶ年分	55,986
古借取鎖用肥前屋八郎兵衛ニ渡	40,000
合計	930,832

註:「御遣合目安」より作成。〈 〉は同史料の「子從十月丑九月迄大坂御運見渡目安」より。1匁未満非表示。

は、豊嶋屋のほか「浜方御立入」京屋宗吉、難波屋七郎右衛門、播磨屋仁三郎らの尽力により佐賀藩蔵米(肥前米)が堂島米市場の建物米に選ばれており、佐賀藩と大坂市場/商人との関係が、極めて安定していた時期といえる。⁶⁶⁾

しかし文化一一年(一八一四)、佐賀藩空米切手事件が発生する。このとき空米とされた同藩米切手は約二〇万石にのぼり、佐賀藩は米切手所有者に対し、毎年切手額の一〇%を支

払う(うち三・五%は利子、残りを元高返済に)ことで和解した。⁶⁷⁾

米二〇万石を銀に換算すると、一石五〇目としても一万貫に達し、佐賀藩は大きな負債を抱えた。

天保一〇年(一八三九)の対大

坂債務返済内訳をみると(表3)、

①「文化戌年出切手御形付相成居候入替方渡り」②「文政巳午未申出切手法界之口年賦渡方前」③

「文化戌年出切手右同断」といった「出切手」にかかる返済が計上

されている。うち「文化戌年」(一

一年)の①・③は、いずれも空米切手事件の処理にかかるものとみ

て間違いない。また①は表1のDに対応し、安政四年「改談」時の

「入替方六軒」への返済は、空米切手事件にかかるものとわかる。さらに②は「文政巳午未申四ヶ年之出切手法界之口八拾五ヶ年賦御形附相成候渡方前」、③は「文化戌年同断之御百ヶ年否御形付二付同断」とも記されており、佐賀藩は②を八五年賦、③を百年賦で返済していた(ともに表1のEに対応)ことがわかる。

なお前述の和解内容では、返済に百年も必要としない。文政二年の春に米切手年賦返済の「改談」を実施したとする史料があり、このとき百年賦に改められた可能性がある。

空米切手事件後も、佐賀藩は米切手の「過売」を抑制できなかった。文政三年(一八二〇)佐賀藩は播磨屋仁兵衛に対し、米切手の買い戻しを賞して扶持を増した。⁷⁰⁾このとき佐賀藩は、前年秋の蔵米について発行した

米切手のうち、一万九千石分の現米を準備できず、播磨屋が買い戻した。また表3の②は、文政四(一八二二)~七年の「出切手」を年賦の対象と

しており、事件後も佐賀藩は蔵屋敷が発行した米切手高と実際の蔵米準備高とのギャップに悩み、そうした状況下、第一章第二節の【史料1】が出されたのである。

空米切手事件前後の時期、佐賀藩と緊密な関係にあったとみられる大坂商人は、「六軒銀主」以外に前述の豊嶋屋・尾張屋のほか、文政二年過米切手年賦「改談」に尽力した柏屋儀兵衛・松屋弁三、⁷¹⁾「御出入」として出銀や「改談」に応じた平野屋孫兵衛・天王寺屋五兵衛などがいた。こうしたなかから「六軒銀主」と佐賀藩が呼ぶ銀主集団が形成された(かつ、その後米屋も同格に扱われた)過程は、今のところ明らかにできない。

以上、「六軒銀主」が佐賀藩と関係を深めた時期は、千年賦の実施や空米切手事件など、佐賀藩は京都・大坂商人との間でさまざまな紛争を起こし

つつも、彼らとの関係を再編していた時期だった。こうしたなか、佐賀藩は多くの銀主の力を頼りつつ、最終的にはメインバンク的な役割を期待する「六軒銀主」体制を確立したのである。

二 「六軒銀主」と佐賀藩

最後に、「六軒銀主」に対する佐賀藩の債務返済状況などから、両者の関係を詳しく検討したい。第一章第一節で検討した安政四年の「改談」において、佐賀藩は「六軒銀主」に対し、毎年の返済高を嘉永二年（一八四九）に定めた年賦高の三・五％に縮小した安政元年（一八五四）約定の延長を認めさせた。表4には、嘉永二年約定の年賦高を記している。

・ 中原（鴻池） 庄十郎

年賦高は銀一五九貫余で、「振過銀式口」が七一貫余と最も多いが、詳細は不明である。「振過」とは、現代の「過振」（当座預金残高を超えて銀行が一時立て替え払うること）に通じるのだろうか。「郷内再興之口」は、天保一三年（一八四二）に設置された「郷内再興銀米」のことであろう。「郷内再興銀米」には、佐賀藩一般会計から天保一三〇嘉永二年に銀米が支出されているが、大坂銀主から調達した資金も活用されていたことがわかる。「四朱渡之口」は、詳細不明である。「切手百ヶ年済之口」・「切手八拾五ヶ年済之口」は空米切手事件後の切手処理で生じた債務の年賦返済、「入替切手之口」は表1のDに挙がっている年賦返済で、二七貫余の年賦高が、二度の「改談」により九一二匁余まで減額されている。

表4 嘉永2年約定佐賀藩一ヶ年返済高（銀匁）

鴻池庄十郎		炭屋安兵衛	
項目	銀高	項目	銀高
鴻源渡之廉	956	酉年改談之口	30,000
四朱渡之廉	8,620	切手八拾五ヶ年済之口	409
振過銀式口	71,380	計	30,409
郷内再興之口	63,788	加嶋屋信五郎	
切手百ヶ年済之口	2,307	項目	銀高
切手八拾五ヶ年済之口	3,700	四朱渡之口	11,686
入替切手之口	9,122	御住居調達之口	27,000
計	159,872	郷内再興之口	4,250
肥前屋八郎兵衛		切手八拾五ヶ年済之口	409
項目	銀高	計	43,345
千年賦之口	1,536	播磨屋仁三郎	
四朱渡之口	8,211	項目	銀高
郷内再興之口	4,230	千年賦之口	2,101
六拾人講銀四朱渡之口	575	四朱渡	6,250
四拾貫目之内現銀渡	20,000	年々借起銀百ヶ年済之口	4,400
切手百ヶ年済之口	676	郷内再興之口	17,000
切手八拾五ヶ年済之口	1,136	六拾人講銀四朱渡	826
計	36,364	計	30,577
鋳屋六兵衛		米屋平太郎	
項目	銀高	項目	銀高
千年賦之口	693	千年賦之口	2,049
六拾人講集銀之口三朱渡	1,393	新古借財酉年改談之口	20,000
三朱渡之口々々	25,667	計	22,049
四朱渡之口	120		
計	27,873		

註：「京大坂御借財改談御請書一條扱又御出銀并減甘銀小割」より作成。1匁未満非表示。

・ 常吉（肥前屋） 八郎兵衛

年賦高は銀三六貫余だが、「四拾貫目之内現銀渡」二〇貫は安政四年「改談」の際、「格段之訳柄を以年々被相渡来候二付打追之通」として減額対象から外されている。蔵元・掛屋・名代としての、長年にわたる佐賀藩との関係によるものだろうか。ほか、「千年賦之口」の計上が目目される。管見

の限りでは、前節でみた天明期以外に千年賦が実行された形跡はない。そのため天明千年賦は、前節で名を挙げた京都銀主だけでなく、大坂銀主も対象とされたことがわかる。

・中村（鋳屋）六兵衛

年賦高は銀二七貫余である。常吉と同じく「千年賦之口」がある。年賦高銀二七貫余のほとんどが「三朱渡之口々」（二五貫）である。

・白山（炭屋）安兵衛

年賦高のほぼ全額、銀三〇貫が「酉年改談之口」であり、嘉永二年「改談」を指す。他の六人も嘉永二年に「改談」が行われたが、こうした記述は白山と殿村のみである。

・広岡（加嶋屋）信五郎

年賦高は銀四三貫余で、その過半を「御住居調達之口」が占めているが、その詳細は分からない。

・室谷（播磨屋）仁三郎、殿村（米屋）平太郎

年賦高は室谷が銀三〇貫余、殿村が銀二二貫余で、これまでの五人に挙がっている「口」のみである。

以上が「六軒銀主」に対する、佐賀藩嘉永二年約定の内容である。なかでも、中原庄十郎に対する返済高が突出していたことがわかる。中原家については、明治九年（一八七六）に作成された史料から、対佐賀藩未回収

債権高が判明する（表5）。この史料には、

同（「明治九子年一月附出し」…筆者註）

出銀五百四拾五貫五百拾四匁八分三厘

佐賀藩

天保十亥年九月証文大元六百四十三貫九百目、文政五年元元、天保十亥年今明治四未年迄元入残

表5 中原家の対佐賀藩未回収債権（銀匁）

「大元」	「元」	「大元」時の元金	未収金	未収率	備考
天保10年9月	文政5年	643,900	545,514	0.84	「元入残」
天保10年9月	文政4年	32,430	27,475	0.84	「元入残」
天保10年11月	文化11年	692,000	627,698	0.90	「元入残」
天保11年11月	文化10年	318,500	161,123	0.50	「元入残」
天保11年11月	文化10年	318,500	161,123	0.50	「元入残」
天保11年11月	文化10年	235,908	116,050	0.49	「元入残」
天保11年11月	文化10年	290,836	147,129	0.50	「元入残」
天保11年11月	文化10年	75,584	37,182	0.49	「元入残」
天保11年11月	文化10年	11,658	5,735	0.49	「元入残」
天保11年11月	文化10年	18,200	8,953	0.49	「元入残」
天保11年11月	文化10年	49,280	24,242	0.49	「元入残」
天保11年11月	文化10年	45,500	22,383	0.49	「元入残」
天保11年11月	文化10年	64,364	31,663	0.49	「元入残」
天保11年11月	文化10年	92,183	45,347	0.49	「元入残」
嘉永2年11月	(無)	588,635	124,323	0.21	「元入残」
嘉永2年11月	(無)	2,155,051	1,078,532	0.50	元金のうち281貫700匁36は「滞利」
嘉永2年11月	(無)	18,384	13,301	0.72	「元入残」
嘉永2年11月	(無)	18,265	14,785	0.80	「元入残」
慶応元年5月	(無)	1,000,000	1,000,000	1.00	「永納」
明治4年9月	嘉永2年11月	1,594,599	495,238	0.31	「元入残」
合計		8,263,779	4,687,797	0.56	

註：「万留帳」より作成。「大元」明治4年9月の未収金は、金6190円4812と記載。1円＝銀80日（「万留帳」の金銀換算値を算出）で銀高を算出。元金・未収金は1匁未満非表示。未収率は小数点3位以下非表示。

と、明治九年一月時点の未回収高と藩名のほか、その債権の根拠となる証文「大元」の年月、さらに「元」の年月が記されている。「元」はその債権が生じた（貸し付けたか、それまでの債権について証文を改めた）年月で、「大元」は、その債権の証文を改めた年月と理解したい。「大元」が天保一〇、一一年の債権は、このとき実施された「改談」により証文が改められたとみられる。嘉永二年の分は、この年佐賀藩は三万四九一六貫余を返済した一方、三万二九四二貫余を借り入れており、多額の債務が返済期限を迎えたため借り換えで凌いだとみられ、中原も四三〇〇貫程融資したことがわかる。ただ同年も前述の通り「改談」が実施されており、単に借り換えただけでなく、年賦期間など返済方法も改められたと考えられる。また「元」年月を文化一〇、一一年とするものが多く、文化一一年の空米切手事件との関係が考えられる⁷⁷。

中原は、佐賀藩に融資した合計銀八二六三貫余のうち、約六割弱の四六八七貫余が未回収であった。佐賀藩が完済した分、もしくは踏み倒した分もあったと考えれば、融資高はさらに膨らむことになる。第一章第二節でみたように、中原と常吉は「六軒銀主」体制で中心的な立場にあった。後者は佐賀藩蔵元・掛屋・名代という立場に基づくが、中原はこのように多額の融資を行っていたためであろう。さらに中原は、安政五年（一八五八）陶器販売の蔵元に任じられ、かつ文久四年（一八六四）には金五万両を佐賀藩より預かり、運用益を納めた⁷⁹。佐賀藩の諸役を勤めた常吉、融資だけでなく資産運用も請け負い、佐賀藩と金融面での一体化が進んだ中原、このふたりを中心に、「六軒銀主」体制は展開したのである。

第一章第一節で述べたように、山形万里子氏は中原庄十郎（庄兵衛）と加嶋屋作次郎を「佐賀藩にもっとも密着していた大坂両替商」とする。氏

は両人が陶器や蠟の蔵元を勤めたこと、佐賀藩の資金を預かったこと、及び「為替本両替仲間」に安政期加入したことを理由としている。これらはいずれも安政期以降の事実であり、本稿で示した「六軒銀主」体制が安政四年「改談」以降に変質し、氏が提示したような状況になった可能性がある⁸⁰。

安政四年「改談」以降も、佐賀藩は状況に応じて上方銀主から資金を調達した。例えば元治元年（一八六四）、佐賀藩は長州戦争による臨時支出の増加を見越し、江戸・大坂での資金調達拡大を目論んだ。その際財政運営を担当する「蔵方」は、「是迄御館入銀主共二も段々身元相衰候者勝二有之候付、外二丈夫之銀主共両三人被御引入、新調被相整方二者有之間敷哉」と、「衰」をみせる銀主に代わって新たに「丈夫」の銀主をみつけるべき、との意見を表明した。この意見は、本稿で検討した一八世紀初め以来の佐賀藩と上方銀主との関係を、的確に表現しているのではないか。そう考えると、佐賀藩の対上方銀主方針（資金調達方針）は一貫しており、本稿で明らかにした「六軒銀主」体制も、佐賀藩にとっては（本稿で確認できた）文政五〜安政四年のあいだを凌ぐための「使い捨て」だったのかもしれない。

佐賀藩は、財政が厳しく上方での資金調達も難航している、といった意の令達などを繰り返し出した一方、内部に資金を留保しつつ何度も「改談」を銀主たちに認めさせ、場合によっては銀主を切り捨て、新たな銀主に乗り換えていた。これまでの佐賀藩研究は、いささか前者に目を奪われすぎている感がある。しかし本稿で明らかになったように、佐賀藩はしたたかに銀主たちとの関係をリードし、藩財政を強化したのである。

おわりに

大坂の両替商であり、日本近世経済史研究の先駆者ともいえる草間伊助は、資金調達についてアドバイスを求めてきた熊本藩に対し、「佐賀藩のよくなことはするな」と伝えた⁽⁸²⁾。千年賦など銀主にとっての「苛政」を実施する佐賀藩は、草間の眼からみて極めて不誠実な借り手だったようである。

しかし、それでも佐賀藩と関係を結ぶ上方銀主が絶えなかった。森泰博氏によれば、「条件のよい藩」に対する上方銀主の貸付利率は低下した一方、「条件の悪い藩」は彼らから「疎外された」という⁽⁸³⁾。佐賀藩は千年賦などの振る舞いからすると、上方銀主にとって「条件の悪い藩」のようにも思えるが、実際は「条件のよい藩」だったからこそ、「六軒銀主」体制も形成・維持できたのだろう。

佐賀藩が「条件のよい藩」とみられた理由を、ふたつ推測しておきたい。まずひとつは、佐賀藩の返済実態である。上方以外の江戸・国元・長崎なども含むが、財政帳簿「大目安」⁽⁸⁴⁾が連続して遺っている明和元々安政四年の九四年間で、佐賀藩は合計銀一三万貫余を借り入れ、一一九万貫余を返済し、六万一一六八六貫の返済超過であった。佐賀藩はさまざまな「苛政」を実施したものの、基本的には継続して返済し、かつ銀主の側からみると、九四年間で約六万貫のプラスだったことになる。もちろん千年賦の対象となった京都銀主のように、家が傾くほどの損失を蒙った者もいるし、「大目安」には記されていない借入がある可能性もある⁽⁸⁵⁾。しかし一方で、利益を得た銀主もいただろう。

もうひとつは、佐賀藩資産の存在である。幕末期に中原庄十郎や加嶋屋作次郎が佐賀藩の資産運用を任されていたことは前述したが、佐賀藩は天明二年度には「大坂銀方」銀六七一四貫余、米九万七三七二石余、天保八年度は「大坂銀方」銀一万四五四貫余、天保九年度は「大坂銀米」銀五九四〇貫余を大坂に蓄え置き、翌年度へ繰り越していた⁽⁸⁶⁾。こうした銀米が、単に蔵屋敷で死蔵されていたとは考えにくく、「六軒銀主」のように緊密な関係の銀主たちに、預けていた可能性がある。なお藩（蔵屋敷）による銀主への資産運用委託については、草間伊助も前述の意見書で存在を指摘しており、奇抜な想定ではない⁽⁸⁷⁾。

佐賀藩から一方的に「苛政」を強要され、損失を蒙った銀主が存在した一方で、巧みに佐賀藩と共存した銀主も存在し、彼らは自身の利益を求めつつ、佐賀藩の財政運営を支えていた。近世中期以降莫大な資産を有した佐賀藩財政は、こうした銀主たちとの共存関係も、その成立に不可欠だったといえよう⁽⁸⁸⁾。

また佐賀藩が実施した「苛政」は、銀主の側からすれば迷惑きわまりない行為である。しかし以前にも述べたが、江戸などの領外で毎年一定の支出が必然である藩と、それを支える藩領経済にとって、領内で資金（正貨）調達（増税、領内農商からの借入など）して、領外支出や債務返済に充当するのは資金の流出である。領外の支出にかかる財源は可能な限り領外で準備すれば（さらにそれが借入の場合、できるだけ返済を圧縮すれば）、藩領経済の成り立ちにもプラスに作用する。上方銀主との関係断絶を藩の経済的「自立」とする議論もあるが、藩にとって領外銀主は、藩領経済発展のためにも欠かせないツールであったと、筆者は考えている。

註

- (1) 藤野保編『続佐賀藩の総合研究』(吉川弘文館、一九八七年)などの従来の佐賀藩研究では、藩財政の実態や藩政改革については注目されてきたが、本稿のように、上方銀主との関係を特に取り上げた研究はみられない。
- (2) 森泰博『大名金融史論』(大原新生社、一九七〇年)。
- (3) 森『大名金融史論』、三〇八―三〇九頁。
- (4) 伊藤昭弘「一八世紀の藩財政と大坂金融資本―萩藩を事例として」(『日本史研究』五〇六、二〇〇四年)。
- (5) 伊藤「一八世紀の藩財政と大坂金融資本」。
- (6) 安岡重明『財閥形成史の研究』(ミネルヴァ書房、一九七〇年)、中部よし子『近世都市社会経済史研究』(晃洋書房、一九七四年)など。
- (7) 伊藤昭弘「藩財政を考えなおす」(荒武賢一朗編『近世史研究と現代社会』、清文堂出版、二〇一一年)。
- (8) 伊藤昭弘「藩財政再考―萩藩を事例に」(『ヒストリア』二〇三、二〇〇七年)、同「続 藩財政再考―佐賀藩財政に関する一試論」(『佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要』三、二〇〇九)、「藩財政は「窮乏」していたのか」(荒武賢一朗・渡辺尚志編『近世後期大名家の領政機構―信濃国松代藩地域の研究3』、岩田書院、二〇一一年)。
- (9) 「京大坂御借財改談御請書一條扱又御払出銀并減甘銀小割」(鍋島報效会所蔵、佐賀県立図書館寄託『鍋島文庫』三四二―五)。
- (10) 木原博幸『幕末期佐賀藩の藩政史研究』(九州大学出版会、一九九七年)、二〇七―二一〇頁。
- (11) 山形万里子『藩陶器専売制と中央市場』(日本経済評論社、二〇〇八年)、一一九―一二二頁。
- (12) 文政元年「御意請」(『鍋島文庫』三〇九―一八)。
- (13) 大阪商業大学商業史博物館編『蔵屋敷(一)』(大阪商業大学商業史博物館、二〇〇〇年)、一二五頁。
- (14) 久米邦武編述、中野禮四郎編纂『鍋島直正公伝』二(侯爵鍋島家編纂所、一九二〇年。本稿では、一九七三年に財団法人西日本文化協会が刊行した復刻版を使用)、四一八―四二二頁。なお銀主鹿島清兵衛は、「家質借は確実な担保があるので元々低利であり、利率の引き下げには応じられない」と主張した(個人蔵、佐賀大学地域学歴史文化研究センター寄託『深江家文書』)。千草屋が「改談」に応じなかったのも、同様の認識があったためであろう。
- (15) 『大阪市史』五(大阪市役所、一九一一年。本稿では一九七九年に清文堂出版が刊行した復刻版を使用)。
- (16) 木原『幕末期佐賀藩の藩政史研究』二七〇頁。山形『藩陶器専売制と中央市場』一四〇頁。また山形『藩陶器専売制と中央市場』には加嶋屋作次郎が佐賀藩の蠟蔵元を勤めたとあるが(一一九頁)、典拠を確認できなかった。
- (17) 佐賀藩蔵米の建物米扱いは、当該期以外では確認できない。
- (18) 「泰国民院様御年譜地取」享和元年、『佐賀県近世史料』第一編第九卷(佐賀県立図書館編集・発行、二〇〇一年)、六二七頁。
- (19) 「御遺合目安」(『鍋島文庫』三四一―八)。
- (20) 大阪商業大学商業史博物館編『蔵屋敷(二)』(大阪商業大学商業史博物館、二〇〇一年)、二〇八頁。
- (21) 文政二年「御意請」(『鍋島文庫』三〇九―一〇)。
- (22) 『蔵屋敷(一)』、三〇九頁。
- (23) 『蔵屋敷(二)』、三九頁。
- (24) 文政二年「御意請」。
- (25) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』(吉川弘文館、一九八五年)。
- (26) 「御遺合目安」。
- (27) 木原『幕末期佐賀藩の藩政史研究』、五五頁。この点にあえて触れたのは、木原氏の推測が他の研究者に引用され(山形『藩陶器専売制と中央市場』、中川すがね「中原庄兵衛家「万留帳」の分析」、『待兼山論叢』史学二四、一九九〇年)、いつものまにか事実として語られているためである。筆者は天保九年の元銀四〇〇貫・二五〇貫の返済がその後も続き、弘化四年の四〇ヶ年賦や安政元年の約定につながったと考えている。天保九年の債務と弘化四年以降のそれとは別物であれば、木原氏の推測が成りたつ可能性もあるが、本文に述べたとおり幕府を背景とした御替銀貸付に関し、佐賀藩が銀主に元銀四分の三の献金を強要できるとは考えにくい。また推測に従えば、三井らは元銀の四分の三をあきらめさせられた直後の弘化四年(もしくはそれ以前)に、多額の融資に応じたことになる。対して筆者は以下の如く考えている。三井の分を例とすると、天保九年の約定通り五年間返済すれば、元銀は同一三年に三〇〇貫となる。その後いくらか返済しつつ(天

保九年約定はとりあえず五ヶ年の返済額を取り決めただけであり、五ヶ年しか支払わないとはされていない、弘化四年に改めて残元銀二六〇貫について約定を結んだ、と。

- (28) 「泰国院様御年譜地取」天明四年、『佐賀県近世史料』第一編第七卷(佐賀県立図書館編集・発行、一九九九年)、三一四頁。
- (29) 文政五年「御意請」(鍋島文庫)三〇九―一三三。
- (30) 「請御意御聞届諸役相達」(鍋島文庫)三〇九―二〇。
- (31) 中川「中原庄兵衛家「万留帳」の分析」。
- (32) 宮本又次氏によれば、諸藩の大坂詰役人は「蔵元銀主に対して饗宴」を「第一流のお茶屋」で催したという。宮本又次「大阪の蔵屋敷と蔵役人」(宮本又次編『大阪の研究』三、清文堂出版、一九六九年)、四一九頁。
- (33) 「請御意御聞届諸役相達」。
- (34) 城島正祥『佐賀藩の制度と財政』(文献出版、一九八〇年)。
- (35) 長野暹『幕藩制社会の財政構造』(大原新生社、一九八〇年)。
- (36) 城島「佐賀藩の制度と財政」。
- (37) 藩主や家老、財政担当役人らが記した書状や令達類におおまかな藩債残高が記される場合はあったものの、例えば萩藩において遺っているような、ある年の段階での藩債残高とその内訳を明記した史料は見あたらない。
- (38) 正式な史料名は「御物成并銀御遣方大目安」(鍋島文庫)三四一―二五―二九、三九―四八)。
- (39) 『蔵屋敷(二)』、二〇五頁。
- (40) 『蔵屋敷(二)』、二〇五頁。
- (41) 註(20)と同じ。
- (42) 『蔵屋敷(二)』、二〇七頁。
- (43) 「泰国院様御年譜地取」安永元年、『佐賀県近世史料』第一編第五卷(佐賀県立図書館編集・発行、一九九七年)、三四七頁。
- (44) 大阪市史編纂所編『大阪市史史料』五三(大阪市史編纂所、一九九九年)、二七頁。なお名代は金田屋九郎兵衛。
- (45) 寛政七年「御意請」(鍋島文庫)三〇九―一五)。なお山形『藩陶器専売制と中央市場』は安永年間より肥前屋が佐賀藩蔵元・名代を勤めたとする(二二〇頁)。しかし同書が典拠としている宮本「大阪の蔵屋敷と蔵役人」には、そのような記載を

確認できなかった。

- (46) 文化一二年九月に、金沢藩・広島藩・熊本藩などの蔵元・掛屋・用達が大阪町奉行へ提出した、空米切手禁止の令達を遵守する旨の証文(堂島旧記)巻五、島本得一編『堂島米会所文獻集』、所書店、一九七〇年、一三三頁)に、「松平肥前守殿蔵元・掛屋」として「肥前屋八兵衛」とある。
- (47) 「泰国院様御年譜地取」安永元年、『佐賀県近世史料』第一編第五卷、三四五頁。
- (48) 文政二年「御意請」。
- (49) 寛政七年「御意請」。
- (50) 『蔵屋敷(二)』、二〇八頁。
- (51) 『蔵屋敷(二)』、二四七頁。
- (52) 『蔵屋敷(二)』、二二二頁。
- (53) 山形『藩陶器専売制と中央市場』、八六頁。
- (54) 文政二年「御意請」。
- (55) 文政三年「御意請」(鍋島文庫)三〇九―一一)。
- (56) 「泰国院様御年譜地取」天明五年、『佐賀県近世史料』第一編第七卷、四〇五頁。
- (57) 「泰国院様御年譜地取」天明八年、『佐賀県近世史料』第一編第八卷(佐賀県立図書館編集・発行、二〇〇〇年)、二二四頁。前山博『伊万里焼流通史の研究』(自費出版、一九九〇年)、三〇四頁。
- (58) 寛政七年「御意請」。
- (59) 文政二年「御意請」。
- (60) 寛政七年「御意請」。
- (61) 文政五年「御意請」。
- (62) 文政二年「御意請」。
- (63) 「米」を一%と解釈すると百年賦になるが、天明五年の史料(泰国院様御年譜地取)「天明五年、『佐賀県近世史料』第一編第七卷、四〇〇頁)に「新古之銀主共千年賦等之御断承腹仕、或者証文等差上候」とあり、本文の京都商人のことを指している判断した。
- (64) 文政二年「御意請」。
- (65) 文政二年「御意請」。
- (66) 註(18)と同じ。
- (67) 『大阪市史』二、二七三頁。

- (68) 「御遣合目安」。
- (69) 文政二年「御意請」。
- (70) 文政三年「御意請」。
- (71) 文政二年「御意請」。
- (72) 文政二年「御意請」。
- (73) 梶原良則「農村政策の展開と基調」(『続佐賀藩の総合研究』第四章第二節第二項)。「郷内再興銀米」には、佐賀藩一般会計より天保一三年に米六五七〇石・銀四貫二〇〇目、同一四年米五六九二石一斗、弘化元々嘉永二年は各年米六五三〇石が支出されている。恐らく一般会計とは別の特別会計として、独自に支出・運用されたのだろう。問題は、中原らが融資した資金が、佐賀藩の会計処理上どのようなルートを通ったのか、である。この資金が佐賀藩一般会計を経由せずに「郷内再興銀米」に直接入ったとすると、佐賀藩の借入金金は、毎年一般会計帳簿「大目安」に記帳されたもの以外に、特別会計が銀主から直接借入れ、「大目安」に記帳されていないものがあつたことになる。筆者も含めたこれまでの佐賀藩財政研究は「大目安」に多くを抛り、借入・返済金の推移についても典拠としてきた。しかし特別会計が直接銀主から調達した借入金があつたとすれば、「大目安」をもとにした議論は、佐賀藩借入・返済金の一部をみていたに過ぎないことになる。
- (74) 「四朱」という数字が利息を指す、もしくは一年あたり元本の「四朱」を返済する、との解釈が可能で、今のところどちらを意味するか判断できない。
- (75) 「万留帳」(大阪大学日本史研究室蔵)。
- (76) 「御遣合目安」。
- (77) 萩藩は、宝暦期に強行的な債務整理を進めたところ、その報復とばかりに銀主が訴え出て、空米切手事件に発展した(伊藤「一八世紀の藩財政と大坂金融資本」)。佐賀藩も例えば空米切手事件直前に債務整理を押し進め、その反発が事件につながった、という想定ができる。今後の課題としたい。
- (78) 前山『伊万里焼流通史の研究』、三〇七頁。
- (79) 「鍋島夏雲日記」(『鍋島文庫』二二―二六七)。
- (80) ただ、陶器や蠟の蔵元は以前から存在したが、それを理由に佐賀藩銀主グループの中心的存在となつたような銀主は確認できない。また「為替本両替仲間」への加入が、他の銀主と差別化される要因になるとも考えにくい。あとは佐賀藩が、
- (81) 「請御意御聞届等」(『鍋島文庫』三〇九―三二二)。
- (82) 安岡重明「寛政・文化期における藩債処理にかんする草間直方の意見」(『同志社商学』一四―二、一九六二年)。
- (83) 森「大名金融史論」、一七二頁。
- (84) 註(38)に同じ。
- (85) 例えば文化一一年の空米切手事件により佐賀藩の償還対象となつた米切手は、「大目安」の借入には含まれていないのではないか。
- (86) 各年「大目安」。
- (87) 安岡「寛政・文化期における藩債処理にかんする草間直方の意見」。
- (88) こうした点は、すでに中部『近世都市社会経済史研究』などで指摘されている。上方商人側の視点による研究を、藩政史・藩財政史に生かさなければならぬ。
- (89) 伊藤昭弘「近世後期の藩領国における資本循環構造と藩財政」(『歴史学研究』八五、二〇一一年)。
- (佐賀大学地域学歴史文化研究センター准教授)